

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第16号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和58年新潟市規則第57号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「技術管理室長補佐」の次に「、秋葉営業所長」を加える。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。